

基本

目標 3

地域包括ケアシステムの深化・推進

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進が求められており、区では、様々な取組を進めています。

高齢者を中心に推進してきた地域包括ケアシステムは、障害者、子ども等への支援、複合的な生活課題にも対象を広げ、地域共生社会*を実現するための仕組みとして機能してきましたが、多様化・複雑化する課題に対応するため、更なる機能の強化を目指します。

これまで以上に、医療、介護、福祉等の多様な専門職と機関が、その相談支援体制を充実し、地域や関係機関との連携の強化に取り組むことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

施策一覽

- 施策 1 地域包括支援センターの機能強化
- 施策 2 介護・福祉サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実
- 施策 3 生活支援サービスの充実
- 施策 4 在宅医療と介護・福祉の連携
- 施策 5 介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上

施策 1 地域包括支援センターの機能強化

現状と課題

- ・国は、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
- ・区は、地域包括支援センターを「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」と位置づけ、地域包括ケアシステムの推進の中核機関として、日常生活圏域の 5 地区に 1 か所ずつ設置し、保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職を配置しています。
- ・介護保険法で定められている包括的支援事業及び第 1 号介護予防支援事業に加え、保健福祉の総合相談支援及び介護保険認定申請や保健福祉サービスの受付業務も地域包括支援センターへ委託しています。センターは、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者*など、全ての区民を対象に、世帯が抱える複合的な課題を丸ごと受け止め、専門機関や区の関係部署、地域の様々な団体や関係者と密接に連携・協働して、適切な支援や地域資源につなげる役割を担っています。
- ・また、介護を担う家族等が相談しやすいよう、地域包括支援センターの窓口を平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、土曜日は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで開設しています。
- ・平成 27 年度からは、より身近な場所で相談できるよう、住区センター等を会場として出張相談会を開始し、15 か所（令和 5 年 9 月末現在）まで拡充し、更に様々なイベント等を通じて、町会・自治会、住区住民会議等、地域とのつながりを深めてきました。
- ・地域包括支援センターへの相談は件数の増加とともに、相談内容が多様化・複雑化・複合化しており、潜在的なニーズの掘り起こしも求められています。

- ・ 少子・高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症を機に深まる社会的孤立や社会的な格差等に対応して、地域包括支援センターが「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」として担う役割は、ますます重要になってくると考えられます。

主な取組

■ 地域包括支援センターの相談支援体制の充実 ■

多様化・複雑化・複合化した相談やニーズの掘り起こし（アウトリーチ※）に対応できるよう、相談支援体制の充実を図る必要があり、人員体制の強化、職員の資質向上及びマネジメント力の向上、多様な職種や機関との連携・協働・ネットワークの構築に取り組みます。

■ 地域ケア会議の充実 ■

個別支援のための地域ケア会議や地域課題の発見及び地域づくり・資源開発等のための地域ケア会議の開催を通じ、地域包括支援センター及び関係者の機能強化を図ります。

■ 地域包括支援センターの認知度向上 ■

地域包括支援センターの認知度向上の取組や身近な場所で相談できる出張相談会の実施方法の工夫等、住民が相談しやすい更なる環境づくりに取り組みます。

■ 地域包括支援センターと地域の関係機関・団体・事業者との連携強化 ■

地域包括支援センターに配置している地域連携コーディネーターを中心とした見守り活動や住民活動を通じた地域ネットワークの構築、在宅療養コーディネーターを核とした在宅医療と介護の連携強化、認知症支援コーディネーターが中心的な役割を担う認知症相談支援の充実等に、地域の関係機関や団体、事業者とともに積極的に取り組んでいきます。

■ 地域包括支援センターの後方支援機能の強化 ■

地域包括支援センターの機能強化とともに、相談支援の中核を担う「福祉の総合相談（コンシェルジュ）」の後方支援機能の強化も必須です。地域包括支援センターで受けた困難事例に対応するため個別ケース会議を開催し関係機関へ確実につなぐなど支援体制を強化していきます。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実 住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口として、本人・家族・支援者が相談しやすく、また複雑化・多様化した支援ニーズに対応するため、平日夜間及び土曜日の窓口開設、並びに専門性の高い人材の確保と育成に努めます。 (福祉総合課)	・ 窓口開設時間の延長（平日午後7時まで、土曜日午前8時30分から午後5時） ・ 出張相談会の実施（各地区月2～4回）	・ 継続 ・ 出張相談会の相談者数の増 ・ 配置職種の検討及び配置	・ 継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	地域ケア会議の推進 地域で暮らし続けられるよう、様々な事例の検討を行い、課題を抽出・共有し、地域づくりや施策に反映するよう取り組んでいきます。 (福祉総合課)	・地域ケア会議の開催、事例及び課題の検討	・継続	・継続
重点	地域包括支援センターの認知度向上 支援を必要とする人が相談につながるように、住民のニーズや関心事などに対する情報を、年齢層や目的に合わせた手段により、適時適切に積極的な周知に努めます。 (福祉総合課)	・行政による周知 ・地域包括支援センターによる周知	・継続 ・SNS等を活用した周知	・継続
継続	地域包括支援センターと地域の関係機関・団体・事業者との連携強化 「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」として潜在化・複雑化・多様化したニーズに対応するため、地域で支えるためのネットワークを構築していきます。 (福祉総合課)	・会議や研修会等の実施 ・関係機関、団体等との協働事業の企画・実施・参加	・継続	・継続
継続	地域包括支援センターの後方支援機能の強化 地域包括支援センターで受けた困難事例等に対応するため、行政による後方支援を行います。 (福祉総合課)	・福祉総合課を中心に、各所管による連携及び支援 ・職員の資質向上の取組	・継続	・継続

地域包括支援センターによる身近な場所での相談支援

区民の方等に介護や福祉、健康、医療などに関する困りごとをより身近な地域で気軽に相談していただけるよう、区内5地区に設置している地域包括支援センターでは、住区センター等の区関係施設や、区内の総合スーパー等に出張し、プライバシーに配慮しながら相談を受け付けています。令和5年9月末現在、区内15か所、各地区で月平均2～4回出張相談会を実施しており、介護予防や特殊詐欺等のミニ講座や血圧・血管年齢測定会等とあわせて実施することもあります。

さらに、来所や電話でのご相談が難しい方には、地域包括支援センターの職員がご自宅や病院・施設等に訪問して相談を受け、必要な機関と連携して、支援しています。



住区センターでの出張相談会

また、高齢者への戸別訪問を通して地域の実態を把握し、支援が必要であるにも関わらず届いていない方には積極的に働きかけて、情報や支援を届けるアウトリーチにも取り組んでいます。

住み慣れた地域で要介護状態になっても安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターが住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進の中核機関として、身近な場所で安心して相談できる出張相談会や訪問、アウトリーチに、積極的に取り組んでいます。



区内の総合スーパー内での相談風景

出張相談実績

	元年度	2年度	3年度	4年度
開催場所(箇所)	6	7	14	16
開催回数(回)	96	50	120	165
相談人数(人)	146	155	254	393

施策2 介護・福祉サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実

現状と課題

- ・介護保険制度は創設から20年以上が経過し、高齢化の進行とともに区の要支援・要介護認定者数は制度創設時のおよそ2.5倍を超え、介護や支援が必要となった高齢者とその家族を支える制度として定着しています。
- ・令和3年3月に区が実施した人口推計では、高齢者人口は令和42年(2060年)まで増加する見込みです。このうち75歳以上の後期高齢者人口は、令和7年(2025年)に32,908人、令和22年(2040年)に34,592人となり、以降、令和42年(2060年)には、高齢者人口の6割を超える(47,974人)予測となっています。
- ・区が令和4年度に実施した「高齢者の生活に関する調査」では、介護などが必要になったときの暮らし方として、約7割の方が介護サービスの利用や家族・親族からの支援を受けながら自宅で暮らしたいと回答し、約1割の方が施設等での暮らしを希望しています。
- ・高齢者人口の増加に伴い、今後も介護サービスの需要は増加が見込まれるため、引き続き、介護サービス基盤の整備を進めていく必要があります。また、同時に担い手となる人材の確保にも取り組む必要があります。
- ・国は介護・育児休業法を平成29年に改正して、介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度を整えましたが、介護離職や介護離職者の再就職の難しさ、働きながら介護を担う負担の大きさ等の課題が解消されているとは言い難く、区が令和4年度に実施した「在宅介護実態調査」では、介護を主な理由に離職・転職した家族は1割強となっています。
- ・区では、介護者・家族の情報交換や心の健康のための支援として、訪問保健相談事業や家族介護者の交流会を開催する等、介護者・家族支援のための様々な事業を行っています。家族介護教室は、延べ参加人数は年々増えているものの、男性の参加が少ない傾向にあるため、男女ともに参加しやすいよう、休

日開催などの工夫をしています。

主な取組

■介護サービス基盤の整備■

介護を必要とする高齢者が介護サービス等を利用しながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域密着型サービス※の整備を進めていきます。また、様々なサービスを利用しても在宅生活を継続することが困難な中重度の要介護高齢者が必要なサービスを受けられるよう、特別養護老人ホームの整備も進めていきます。

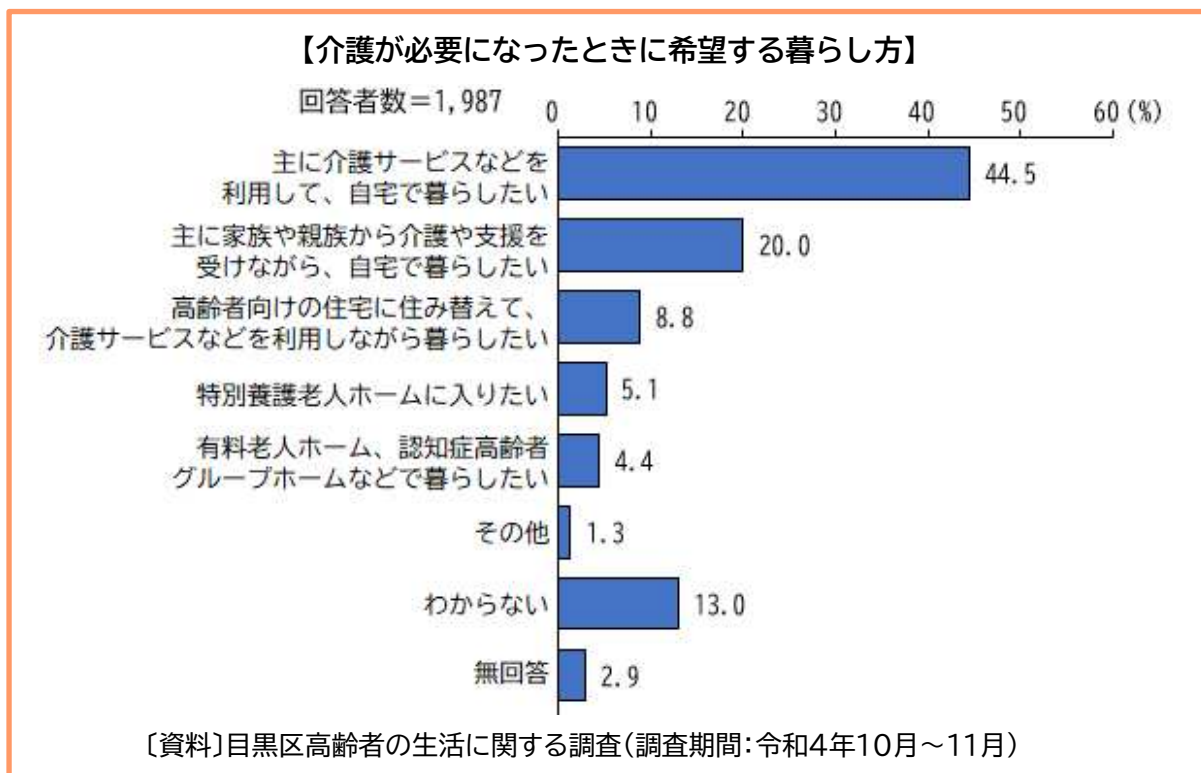
介護サービスの充実に当たっては、在宅サービスと居住・施設サービスのバランスを考慮するとともに、区独自の利用者負担軽減制度の実施など、低所得者への配慮を行っていきます。

■家族介護者の支援■

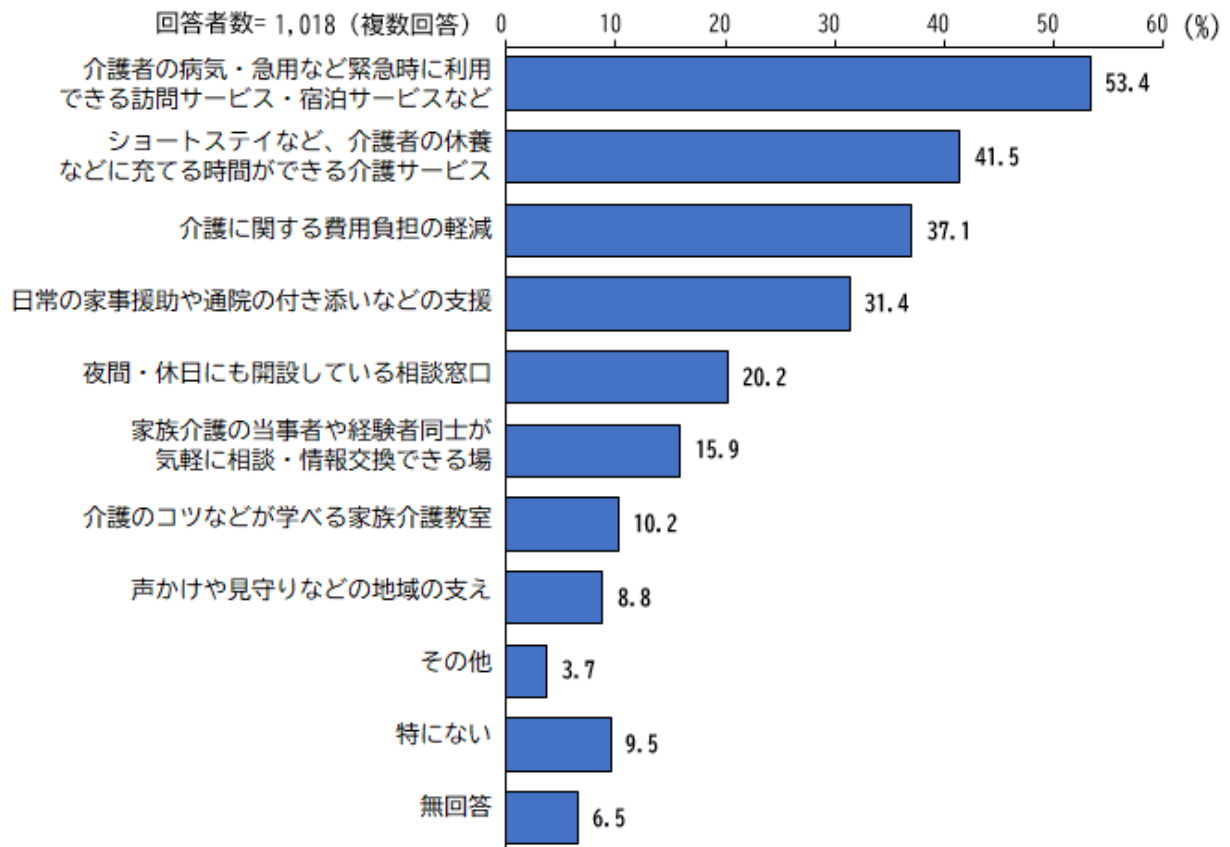
家族介護者等を支援するため、専門職による相談事業に加えて、介護者同士の交流会の開催や、負担軽減のための介護知識や技術習得のための講座、認知症の人と家族の応援ボランティア養成講座等を実施していきます。また、介護を担う家族等が相談しやすいよう、地域包括支援センター※の平日夜間及び土曜日の開設を継続していきます。

■重症心身障害児※（者）と家族の支援■

障害のある人は、高齢化、障害の重度化、日常的に医療的ケア※を必要とする等、様々な状況で地域生活をしています。また、障害のある人を支援している家族の高齢化が進み、介護や病気等の事情により支援することが困難な場合が生じることがあります。在宅生活を支える居宅介護事業、緊急時に対応するための短期入所、医療的ケアを必要とする場合に訪問看護師を派遣する在宅レスパイト・就労等支援事業を実施していきます。



【家族介護者が求める支援】



〔資料〕目黒区在宅介護実態調査(調査期間:令和4年10月~11月)

【特別養護老人ホーム（国家公務員宿舎駒場住宅跡地）完成予想図】



【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	地域密着型サービスの整備促進 認知症などの高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、民間事業者による地域密着型サービスの整備を支援します。 (高齢福祉課、介護保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム※：14か所30ユニット ・小規模多機能型居宅介護：6か所 ・看護小規模多機能型居宅介護：2か所 ・認知症対応型通所介護：5か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム：6ユニット整備 ・(看護)小規模多機能型居宅介護：1か所整備 ・小規模多機能型居宅介護：1か所開設* ・認知症対応型通所介護：1か所開設* 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備(第10期介護保険事業計画で定める)
重点	特別養護老人ホームの整備促進 中重度の要介護者の増加に対応するため、民間事業者による特別養護老人ホームの整備を支援します。 (高齢福祉課、介護保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム：9か所(区内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所開設* ・新規整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備(第10期介護保険事業計画で定める)
継続	高齢者施設に係る区有地、国、都有地、既存施設の活用の促進 介護サービス基盤等の整備に当たり、区有地、国・都有地、既存施設等の活用を検討し、民間事業者の参入を促進します。 (高齢福祉課、介護保険課、資産経営課)	<ul style="list-style-type: none"> ・国有地を活用した特別養護老人ホームの整備* ・活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・国有地を活用した特別養護老人ホームの整備、開設* ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
継続	ショートステイ事業 在宅の要介護高齢者の心身の状況の変化や介護者の病気、冠婚葬祭、出張等の際にショートステイの利用を促進し、介護者を支援していきます。 (高齢福祉課、介護保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護(特別養護老人ホーム併設9か所) ・短期入所療養介護(介護老人保健施設1か所、介護医療院1か所)(空床利用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・特別養護老人ホーム併設短期入所生活介護1か所開設* 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
継続	緊急ショートステイ事業 介護者の急病、冠婚葬祭、介護疲れ等により、在宅の要介護高齢者が介護を受けられない場合に、緊急に利用が可能なショートステイのベッドを確保します。 (高齢福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・区立特別養護老人ホーム(2床) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続

*国家公務員宿舎駒場住宅跡地の活用

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	病院ショートステイ事業 医学的管理が必要なため、ショートステイの利用が困難な状態の在宅療養高齢者に区内病院のベッドを確保します(介護保険対象外)。事業の実施においては、在宅療養支援病床事業との調整を図っていきます。 (高齢福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・区内病院4か所(4床) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
継続	訪問保健相談事業 家族介護者等に対して、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に、訪問指導員(保健師、看護師、理学療法士等)が自宅を訪問し、保健相談を行います。家族介護者自身の健康に関する相談や具体的な介護方法の助言及び介護負担感を軽減するための精神的支援等を行い、介護者支援の充実を図ります。 (福祉総合課)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問保健相談事業の実施 ・訪問指導員研修会の実施(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
継続	家族介護者の交流機会の充実 家族介護者が社会から孤立することなく、介護者同士の交流を深め、精神的な負担の軽減や介護に関する情報交換などを行える場として「介護者の会」「コミュニティカフェ」「Dカフェ(認知症カフェ)」を開催します。ボランティアの養成等により運営を支援するほか、地域包括支援センターの認知症支援コーディネーターを中心に相談支援の充実を図ります。 (福祉総合課)	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護者の会」5か所(月1回、各地区で開催) ・「コミュニティカフェ」区内3か所 ・「Dカフェ(認知症カフェ)」NPO法人Dカフェまちづくりネットワークが区内に12か所運営 ・認知症支援コーディネーターの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
新規	家族介護教室 家族介護に係る知識や技術の普及及び家族間の交流を図るとともに、家族の身体的及び精神的負担の軽減を目的に、家族介護教室を実施します。 (福祉総合課)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室の実施：年5回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	地域包括支援センターの相談支援体制の充実(再掲) 働く家族介護者が相談しやすいように、夜間・土曜日にも窓口を開設しています。 (福祉総合課)	・開設時間延長及び土曜日開設実施(月曜～金曜日：午後7時まで延長、土曜日午前8時30分～午後5時) ・出張相談会の実施(各地区月2～4回)	・継続	・継続
継続	障害がある人の短期入所事業 障害がある人が、本人や介護者等の事情により、一時的に利用できる短期入所サービスを提供します。 (障害施策推進課、障害者支援課)	・短期入所：5床 ・緊急一時施設保護事業：1床 ・区外施設(区独自事業)：4床	・継続	・継続
継続	重症心身障害児(者)と家族の支援 在宅の医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)を対象に訪問看護師を派遣する在宅レスパイト・就労等支援事業を実施します。 (障害者支援課)	・契約訪問看護ステーション数25か所 ・実利用者数22人 ・派遣回数122回(令和5年6月末実績)	・継続	・継続

施策3 生活支援サービスの充実

現状と課題

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等、日常生活での支援を必要とする高齢者が増える一方で、それを支える生産年齢(15～64歳)人口の減少が見込まれており、その乖離が増幅していくことが予想されます。こうした中、専門職が提供する介護保険サービスの充実と合わせて、地域住民やボランティア等、多様な担い手による生活支援サービスの充実が求められています。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業では、介護事業者による訪問型・通所型のサービスとともに、住民主体の支え合い事業等を実施し、高齢者の介護予防や健康づくり、生活支援サービスを提供しています。
- ・生活支援体制整備事業では、区内5地区に社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握と地域住民の関係づくりを進めるとともに、住民主体で運営する地域の話し合い・連携の場である協議体で、地域課題の共有、地域住民やボランティア等による生活支援サービスの創出に向けた取組を行っています。協議体では、各地域における新たな居場所づくりや生活支援サービスの構築に向け、子育て世代も含めた多世代との交流や、新たな担い手となる地域住民やボランティアとの連携強化に向けた取組が必要となっています。
- ・ひとり暮らし等の高齢者への支援としては、緊急時や災害時の安否確認や避難支援につなぐことができるように「ひとり暮らし等高齢者登録」を実施するとともに、登録者の実情に応じて配食サービスな

ど様々な生活支援サービスを提供しています。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、住民主体の活動等が制約を受けましたが、オンラインの活用などで一部の活動が継続されました。多様な実施方法が参加者の幅を広げていくことも考えられ、引き続き工夫していく必要があります。

主な取組

■ 高齢者のニーズをとらえた生活支援サービスの充実 ■

高齢者が住み慣れた地域で安心して可能な限り自立した生活を送れるよう、社会状況の変化や高齢者のニーズを的確にとらえて、介護予防や健康づくり、生活支援のサービスを充実させ、地域で高齢者を支える仕組みを構築していきます。

生活支援サービスの創出に取り組む生活支援コーディネーターや住民主体の協議体と、地域課題を抽出する地域ケア会議が連携し、地域資源の把握・開発を通じて生活支援や介護予防のサービスの充実を図ります。

■ 生活支援体制整備事業における協議体活動の推進 ■

生活支援体制整備事業では、地区ごとの第2層協議体において多様な支え合い活動団体のネットワークを構築し、新たな生活支援サービスの創出に向けて取り組みます。区全域を対象とした第1層協議体では、第2層協議体間のネットワークの構築や、各協議体の取組と地域課題等の情報共有を図るとともに、区民や地域づくり関係者等が参加する学びと対話の機会を提供していきます。

協議体の会議が形式的なものにならないよう、実質的にできることを見極めて取組を進めていくことが大切です。具体的には、活動団体のリスト化や地域活動のリーダー等による講座や座談会を開催して、地域資源の把握や活動の知識・理解を深める取組、居場所づくりや地域の支え合い活動を紹介した住民向けの広報紙の発行などにより、新たな居場所や担い手の確保を図るといった取組を進めていくことが考えられ、区は必要な支援を行っていきます。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	生活支援体制整備事業の効果的な推進 地域の組織・機関・団体や住民などが連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化や社会参加の促進を一体的に図るため、「生活支援コーディネーター」や「協議体」による、制度外の様々な支援策を発見・創出する取組を行います。 (健康福祉計画課)	・第2層協議体による地域課題の共有及び生活支援サービスの創出 ・第1層協議体による区全体の課題共有	・継続 ・地域づくり、参加支援を通じた新たな居場所の充実	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	介護予防・生活支援サービス事業の充実 介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者等に対し、介護予防と生活支援を目的とした訪問型・通所型サービスを実施します。 (介護保険課)	・訪問型・通所型による「予防給付相当サービス」「区独自基準サービス」「支え合い事業」「短期集中予防サービス」の実施	・継続	・継続
重点	ひとり暮らし等高齢者登録 ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の人に緊急連絡先や電話番号などを登録していただき、緊急時や災害時の安否確認、避難支援につなげます。 (高齢福祉課)	登録者数 6,780人 (令和5年7月末現在)	・1年当たりの新規登録者数 900人	・1年当たりの新規登録者数 1,000人
継続	非常通報システム設置事業 ひとり暮らし等高齢者が自宅内で急病や事故が起きた際に、専用通報機でコールセンターに連絡し、緊急の場合には救急車の手配や緊急連絡先への連絡を行う非常通報システムを設置します。また、要件を満たす人には、一定時間内に利用者の動きがない場合にセンサーが自動通報する生活リズムセンサーの併設を促していきます。 (高齢福祉課)	設置台数 647台 (うち生活リズムセンサー併設 172台。令和5年7月末現在)	・継続	・継続
継続	配食サービス ひとり暮らし等高齢者の安否確認と食の確保を目的としてお弁当を自宅に届けます。 (高齢福祉課)	利用者数 594人、 延べ 30,349食 (令和5年6月末現在)	・継続	・継続
継続	高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業 ひとり暮らし等高齢者に、介護保険では対応できない銭湯や理美容室、病院内での介助を行う外出支援サービスを提供します。また、身体上の急変等により一時的な介護が必要な人や生活環境の改善が必要な人にヘルパーを派遣します。 (高齢福祉課)	延べ支給人数 82人 (令和5年7月末現在)	・継続	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	会食サービスの実施 地域の居場所である「地域交流サロン」において、管理栄養士によるきめ細かな栄養相談・指導や栄養バランスの取れた食事の提供を実施することで、在宅高齢者の閉じこもり防止や食生活の改善、健康の増進を図ります。 (高齢福祉課)	区内6か所で実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止していたが4か所は年度後半から再開予定)	・継続	・継続 ・新規2か所開設

施策4 在宅医療と介護・福祉の連携

現状と課題

- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、医療・介護が有機的に連携し、住み慣れた地域で医療・介護を継続して受け続けることのできる体制の一層の整備が求められています。
- ・区では、医療、介護をはじめとする様々な地域資源の連携により、高齢者等が安心して在宅療養生活を送ることのできる地域づくりを推進するため、医療・介護に係る関係団体及び地域包括支援センター※で構成する在宅療養推進協議会を設立して、在宅医療と介護のネットワークを構成するとともに、各地域包括支援センターでは、在宅療養相談窓口を設置して、在宅療養コーディネーターを配置し、地域の在宅療養に関する相談に対応しています。
- ・令和2年度からは、「重症心身障害児通所支援事業所あいりいず」を開設して、医療的ケア児を含む重症心身障害児※が地域に必要な支援を円滑に受けられることができるよう、就学前及び就学後の療育体制の整備を図ってきました。
- ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム※」の構築を推進するために、保健、医療、福祉、医療機関等との緊密な連携を図り、障害者へのアウトリーチ※が必要です。
- ・医療や介護、福祉、健康づくり部門が庁内連携を密にするとともに、取組を総合的に進める人材を育成・配置し、あわせて、PDCAサイクル※に沿った事業展開を行っていくことが必要です。

主な取組

■切れ目のない在宅医療と介護・福祉サービスの提供体制の推進■

在宅で療養する方やその家族が安心して在宅療養生活を継続できるよう、地域の医療・介護・福祉関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護・福祉のサービスが提供される体制構築のために、在宅療養支援病床の確保や医療的ケア※が必要な児童等への支援を実施していきます。

■ 医療・介護関係者の連携強化 ■

医療や介護が必要な状況になっても在宅療養生活を安心して継続できるよう、多職種がお互いを理解し、地域の中で連携・協働していくための研修等を実施し、顔の見える関係づくりを進めます。

また、在宅療養者が安定的に質の高いサービスを受けられるよう、医療や介護の事業者間の情報共有や自主研修の機会を支援します。

■ 4つの場面での多職種連携 ■

医療と介護の連携が特に求められる4つの場面（日常の療養支援、急変時の対応、入退院支援、看取り等）で、各場面に応じた連携の現状と課題を整理して多職種の連携を一層推進します。

【在宅医療と介護連携イメージ】



出典:在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver3(厚生労働省)

■ 在宅療養・介護連携に関する相談支援 ■

引き続き、各地域包括支援センターの在宅療養・介護連携を支援する相談窓口で、在宅療養が必要な方や家族、地域の医療関係者等から在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整や情報提供を行います。また、質の高い在宅療養相談業務を行えるよう、在宅療養相談業務向上研修を実施します。

■ 地域の医療・介護資源の把握・情報提供 ■

在宅療養を支える診療所、歯科診療所、薬局、介護事業者の情報を掲載した「在宅療養資源マップ（冊子版）」を配布するとともに、「医療・介護資源情報システム（電子版）」を運用していきます。

■ 区民への啓発 ■

在宅医療・介護に関する情報を広く普及し、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための準備や看取りについて考える機会として、引き続きパンフレット等を作成し配布していきます。また、在宅医療や介護が必要になる前から、一人ひとりが家庭や地域でどのような生活を送りたいかを考える機会となる啓発事業として、出前講座を実施していきます。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	在宅療養のための地域資源の情報提供 在宅療養を必要とする人が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を送るため、地域の病院・診療所、歯科診療所、薬局、介護事業者等の情報を提供します。 (福祉総合課)	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子版「在宅療養資源マップ」の配布 ・電子版「医療・介護資源情報システム」の運用 	・継続	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・冊子版「在宅療養資源マップ」の改訂・配布
継続	在宅医療と介護・福祉の連携 医療・介護関係者間の連携を円滑にするため、多職種による研修を、区主催及び地域包括支援センター主催で実施していきます。 (福祉総合課)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と介護の連携に関する研修会（全区型・地区型）の実施 	・継続	・継続
重点	区民への啓発事業及び在宅療養相談窓口の充実 在宅医療や介護に関する情報を広く区民に提供するための啓発や出前講座等を行い、地域包括支援センター職員による相談業務向上のための研修を実施します。 (福祉総合課)	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域包括支援センターの在宅療養相談窓口の設置 ・在宅療養相談業務向上研修 ・各地域包括支援センターでの出前講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・在宅療養相談窓口に関するリーフレットの作成・配布 	・継続
新規	在宅療養支援病床の確保 在宅療養生活を安心して送るために、病状の急変等により、一時的な入院治療が必要にも関わらず、他に入院先がない場合の病床を確保します。 事業の実施においては、病院ショートステイ事業との調整を図っていきます。 (福祉総合課)	<ul style="list-style-type: none"> ・区内4か所の病院で在宅療養支援病床確保事業を実施 	・継続	・継続
重点	医療的ケアが必要な児童等への支援 重症心身障害児（医療的ケア児を含む）が地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、就学前及び就学後の療育体制整備を図ります。また、区内の重症心身障害児通所支援事業所において、重症心身障害児の児童発達支援及び放課後等デイサービス※事業の両事業を行う多機能型事業を実施します。 (障害者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業の両事業を行う多機能型事業所が支援サービスを実施 ・医療的ケア児支援関係機関協議会の開催 ・医療的ケア児の放課後等支援事業への支援策検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・医療的ケア児の放課後等支援事業への支援策検討・実施 	・継続

施策5 介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上

現状と課題

- ・国は、都道府県による第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）の介護サービス見込量等に基づき介護職員の必要数を集計し、令和7年度（2025年度）には約243万人、令和22年度（2040年度）には約280万人に達すると推計しています。
- ・少子・高齢化の進展等により、全国的に令和7年（2025年）から令和22年（2040年）にかけて生産年齢人口の急激な減少が予測され、人手不足の問題は福祉分野全体でより一層深刻となることを見込まれます。さらに、現状の福祉人材の高齢化は、将来の人材不足に拍車をかけることとなります。
- ・国は、令和7年（2025年）までに約32万人の介護人材を確保するため、①介護・福祉職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護・福祉人材確保対策に取り組んでいます。
- ・区が、令和4年度に実施した「サービス提供事業所調査」では、約6割の事業所が職員の確保・離職対策が課題であると回答しており、令和元年度に実施した同調査の回答割合と比較して2割以上増加しています。
- ・区では、介護・福祉人材確保策として、介護職員等の宿舍借上げの支援、介護事業所及び障害福祉サービス事業所を対象とした「めぐろ福祉しごと相談会」などを実施していますが、増加する福祉ニーズに対応するためには、これまでの取組の効果検証を踏まえ、改善・充実を図りながら、より一層の対策を講じていく必要があります。
- ・福祉分野に共通する深刻な人材不足の課題を解消するとともに、複雑化、多様化した支援ニーズに対応していくためには、介護、高齢者、障害者、児童の福祉など、従来の制度・分野の枠を超えた人材の確保・育成が求められます。他自治体の取組を研究し、介護・福祉人材センターなど新たな取組を検討していくことも必要です。

主な取組

■ 介護・福祉人材の確保・定着・育成 ■

福祉に関わる人材の確保及び定着・育成を推進するため、福祉職場の魅力ややりがいの周知、研修や労働条件の改善、及び多様な働き方に対応した人材の確保などの取組について、区と事業者が連携して推進し充実を図ります。また、職員等の宿舍借上げやめぐろ福祉しごと相談会などの支援を継続するとともに、事業者へのヒアリングや事業の検証を行い、東京都の福祉人材対策と連携・調整を図りながら、より効果的な支援ができるよう支援内容の向上に努めます。

介護福祉士などの専門職が専門業務に専念できるよう、専門職でなくても担える業務を行う「介護助手」の活用について研究し、介護業務の負担軽減に取り組めます。

■ ICT※機器や次世代介護機器の活用の推進 ■

今後、福祉人材の確保はより難しい状況になるものと見込まれます。限りある人的資源で増加する介護ニーズを支えていくため、ICT機器や次世代介護機器の活用の推進を支援し、介護業務の負担軽減と業務の効率化を図ります。

■ 苦情対応等の体制の充実 ■

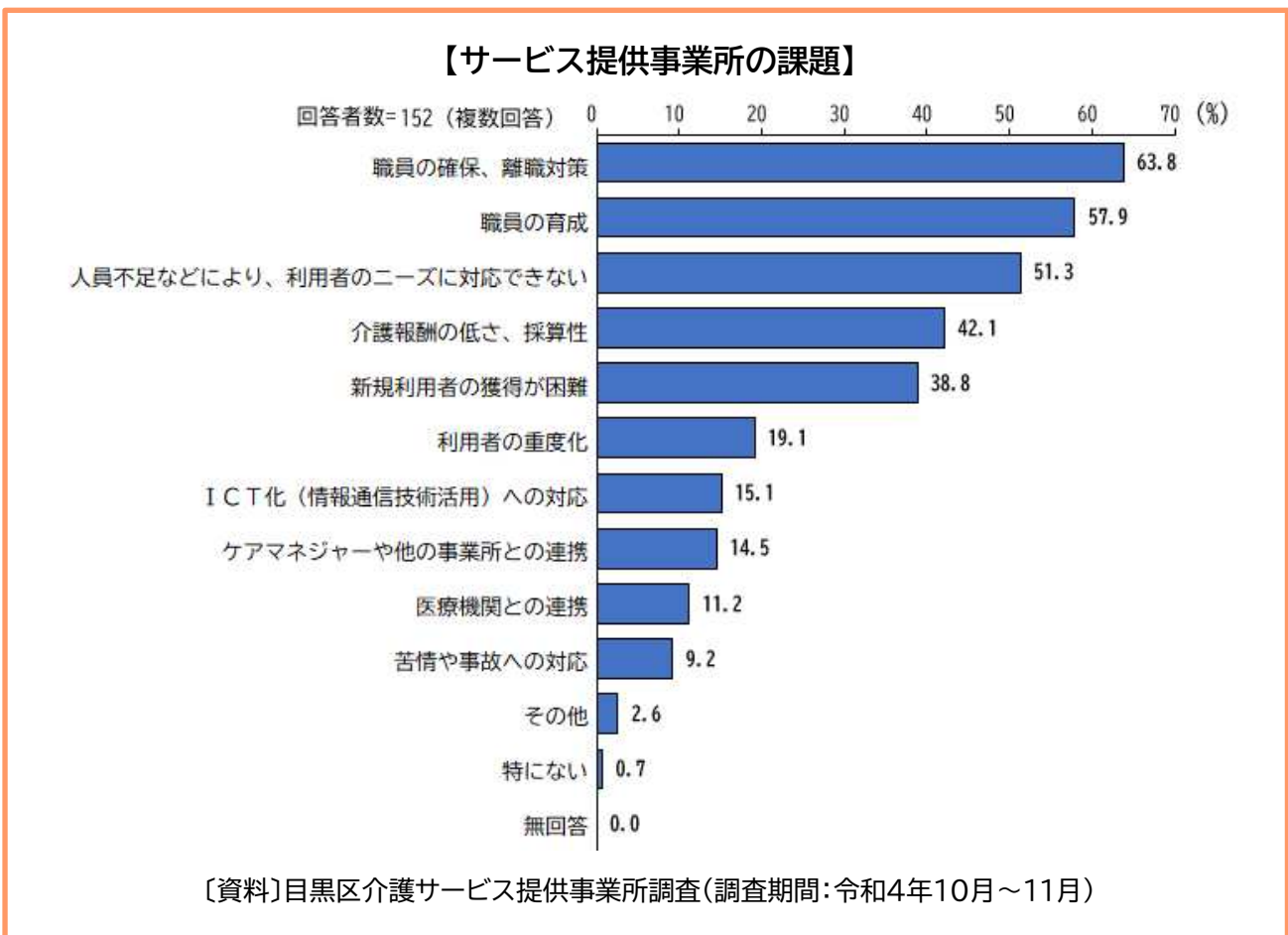
区の窓口等に寄せられる介護・福祉サービスに関する苦情は、利用するサービスに付随する周辺サービスにも影響が及び、複数の関係機関等への調査が必要な場合があり、きめ細かい丁寧な対応が求められます。関係機関との連携とともに定期的な情報共有を行い、適切な対応方法について研究を行います。

■ 介護・福祉サービス事業者の指導・育成 ■

サービスの質の向上については、区では従前から行っている実地による運営指導に加え、オンラインによる集団指導等を実施し、事業者の自主的な運営状況の点検を支援するなどして、指導検査、監査の効果的・効率的な運用を図ります。

■ サービスの評価・公表の充実 ■

第三者によるサービスの客観的な評価結果を広く公表し、利用者との情報共有を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を支援します。



【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	運営事業者への宿舍借上げ補助事業 介護・看護従事職員の人材確保が難しい民間特別養護老人ホームと民間障害者グループホーム※等に対して、職員が入居するための宿舍借上げに係る経費の一部を補助します。また、都の補助事業を踏まえて効果的に運用するため、更なる支援につながるよう事業の再構築に向けた検討を進めます。 (高齢福祉課、障害施策推進課)	・区内の民間特別養護老人ホーム及び民間障害者グループホーム等に対して、職員の宿舍借上げに係る補助事業を実施	・継続 ・事業再構築に向けた検討	・継続
重点	めぐろ福祉しごと相談会の充実 人材確保が難しい区内の介護事業所と障害福祉サービス事業所を対象に、ハローワーク等と連携して合同採用相談会を実施します。また、相談会を通じて福祉職場の魅力ややりがいを伝えていきます。 (高齢福祉課、障害施策推進課、障害者支援課)	・めぐろ福祉しごと相談会の実施 (年2回)	・福祉職場の魅力の発信・強化を図る取組の検討・実施	・継続
継続	介護職員初任者研修及び実務者研修の受講費用助成 介護人材の確保・定着・育成を支援するため、介護職員の初任者研修及び介護職員実務者研修の受講費を助成して、就職のインセンティブと質の向上の両面から区内事業所を支援します。 (高齢福祉課)	・「介護職員初任者研修課程」及び「介護職員実務者研修課程」の受講料助成事業の実施	・継続	・継続
継続	介護・福祉人材育成事業 介護・福祉人材の育成によるサービスの質の向上と、離職防止を目的として、区内介護事業所の職員等を対象とした「介護職員スキルアップ研修」を実施します。併せて、介護事業所等の職員が悩みを相談できる「なんでも相談窓口」を実施します。 (高齢福祉課)	・介護職員スキルアップ研修(年11回) ・なんでも相談窓口(電話：毎週水曜日、メール：随時)	・継続	・継続
継続	介護支援専門員に対する研修 ケアマネジメントの質の向上を目的として、介護支援専門員を対象に、ニーズを踏まえた研修を実施します。 (介護保険課)	・介護支援専門員新任研修 1回 ・介護支援専門員現任研修 1回 ・主任介護支援専門員研修 1回	・継続	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	民間障害福祉サービス従業者養成研修事業助成 障害福祉サービス事業所に、従事者の研修受講費用や養成研修実施費用を補助し、事業者の人材育成を促進します。 (障害施策推進課)	・事業所等が負担する研修受講費用、研修実施費用を助成	・事業効果や事業者ニーズの検証等を踏まえた取組	・継続
継続	民間障害者福祉施設職員健康相談事業 社会福祉協議会が実施する小規模民間障害福祉サービス事業所に対する健康相談事業の経費を補助し、職員の健康管理・人材定着を図ります。 (障害施策推進課)	・民間の障害福祉施設職員に対して、健康相談、ストレスチェック、メンタルヘルス講習を実施	・継続	・継続
重点	障害者の相談支援事業所の人材確保・育成・定着 区と相談支援事業所が連携し、相談支援業務を担う人材がより働きやすい環境づくりを進めます。 地域における障害分野の中核的な役割を担う基幹相談支援センター※において、相談支援事業所に対する支援や専門的な研修等を行い、地域の相談支援体制の強化及び、支援力の向上を図ります。 (障害施策推進課、障害者支援課)	・基幹相談支援センターによる相談支援事業所への支援、専門的な研修や事例検討会等の実施	・継続 ・相談支援事業所と連携した人材確保・育成・定着に向けた取組	・継続
継続	目黒区主任介護支援専門員連絡会への支援 同会に対して、活動の支援を行うとともに、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修や講演会の開催を支援し情報提供を行います。また、研修や講演会の開催に当たっては、リモート会議等のICTの活用を進めます。 (介護保険課)	・連絡会支援（研修や講演会等） ・リモート会議等のICTを活用した研修や講演会の実施	・継続	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	<p>目黒区介護事業者連絡会への支援</p> <p>同会に対して、活動の支援を行うとともに、良質な介護サービスを提供するために、介護職員に必要な研修や講演会の開催を支援し情報提供を行います。研修や講演会の開催に当たっては、リモート会議等のICTの活用を進めます。 (介護保険課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会（情報交換、制度改正等の勉強会、研修等） ・各分科会（勉強会・意見交換会等） ・目黒区医師会との連携の機会や保健・衛生に関する知識習得を目的とした委託研修 ・リモート会議等のICTを活用した研修や講演会の実施 	・継続	・継続
新規	<p>分野横断的・多様な働き方に対応した福祉人材の育成</p> <p>複雑化・多様化した福祉サービスに応えるため、福祉の各分野の枠を超え、多様な働き方にも対応した人材の確保・育成について、人材育成センターの設置を含め、その方法や体制等を検討します。 (健康福祉計画課、高齢福祉課、介護保険課、障害施策推進課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体における取組事例の調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な事業実施に向けた課題整理 ・具体的な支援策の検討・実施 	・具体的な支援策の実施
新規	<p>ノーリフティングケア推進事業</p> <p>移動・昇降用リフトなど職員の腰痛予防につながる福祉機器の導入経費の一部を補助します。 (高齢福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の民間特別養護老人ホームに対して、職員の腰痛予防につながる福祉機器の導入に係る補助事業を実施 	・継続	・継続
新規	<p>ICT機器活用による特別養護老人ホーム業務の効率化</p> <p>特別養護老人ホームにおいて、職員の負担軽減及び業務の効率化を図るため、ICT機器を活用できる環境整備又はその支援を行います。 (高齢福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区立特別養護老人ホーム1か所（中目黒）でWi-Fi環境整備完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立特別養護老人ホーム2か所（東が丘・東山）でWi-Fi環境整備 	—

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	<p>第三者評価制度の推進</p> <p>区立施設において第三者評価機関による客観性を持ったサービス評価を受審し、結果を公表します。民間施設には、運営事業者を受審費用を補助するなど受審を勧奨します。</p> <p>(介護保険課、高齢福祉課、障害施策推進課、障害者支援課、保育課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区立施設で第三者評価実施（特別養護老人ホーム、障害者・児施設、保育所） 民間施設に受審費用補助（認知症高齢者グループホーム等、障害者施設、保育所） 	・継続	・継続
継続	<p>事業者指導・監査の充実</p> <p>区内事業者が事業の運営を円滑に行い、サービスの質の確保と適正な給付が行われるように、また、区内の社会福祉法人が適切な法人運営を行うように指導内容の充実に努め指導検査を実施します。また、ICTを活用した集団指導等を通して事業者自らが運営状況を確認できるよう支援します。</p> <p>(健康福祉計画課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区内介護・障害福祉サービス事業者、社会福祉法人を対象に指導検査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 ICTを活用した集団指導等の充実 	・継続
継続	<p>保健福祉サービス苦情調整委員制度の推進</p> <p>保健福祉サービスに関する苦情等を中立的な立場で受け、区民等の権利及び利益の保護を図るとともに、事業者、関係機関等に対する調査を実施し、勧告等を行うことにより、提供される保健福祉サービスの質の向上を図ります。</p> <p>(健康福祉計画課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情の申立てを受け、調査を実施 事業者、関係機関等に対して勧告又は意見表明を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実績の検証 更なる利便性向上策の検討・実施 	・継続

基本

目標 4

生涯現役社会・エイジレス社会の推進

人生 100 年時代において、いつまでも元気に心豊かに過ごすには、健康な状態をより長く維持し、生きがいのある生活を送ることが大切です。区民一人ひとりが介護予防・フレイル※予防に取り組むとともに、全ての年代の人々が希望に応じて意欲や能力を生かして活躍できるエイジレス社会を目指して、仕事や学び、趣味、地域活動の機会を持ち続けられるよう、環境の整備を進めます。

高齢期は、「第二の人生の到来」又は「現役期間の延長」へと変化しています。高齢期の様々な生活の態様や加齢に伴う変化に対応していけるよう、中高年齢のプレシニア期から生涯を通じた、その人に合ったライフキャリア（経験を踏まえた人生設計・生き方）を築くことを支援していきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会参加の機会が減ったことで、身体的な衰えや心身の健康に影響が出る懸念されています。社会とのつながりを持つことはフレイルや認知症のリスクの低下につながるため、感染症対策を図りながら、ICT※も活用して高齢者の多様な社会参加の場と機会の提供に取り組みます。

施策一覽

施策 1 介護予防・フレイル予防の推進

施策 2 社会参加・居場所づくり・就労支援の推進

施策 1 介護予防・フレイル予防の推進

現状と課題

- ・介護予防を推進していくためには、機能回復訓練など高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた取組が重要です。このため、住民自身が運営する活動を地域に広げていき、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりが求められています。
- ・区では、自主グループの養成や活動支援等に力を入れており、介護予防のためのオリジナル体操「めぐろ手ぬぐい体操」の普及や「シニア健康応援隊」（介護予防リーダー）の養成を行うなど、住民主体の介護予防活動の推進を図るとともに、「めぐろフレイル予防プロジェクト」を立ち上げ、フレイルチェック会やフレイルサポーター養成講座を実施し、フレイル予防という視点でも区民へのアプローチを図っています。
- ・また、介護予防を効果的に展開するため、地域リハビリテーション活動支援事業として、介護予防に資する自主活動団体やケアマネジャーによる介護予防ケアマネジメントに対し、関係団体と連携し、専門職の視点から助言等を行っています。
- ・加齢に伴う心身の衰えは、早期に気づき、身体機能の維持・向上を図ることが重要となるため、区では定期的に「介護予防通信」の発行やめぐろ区報への特集記事掲載等による普及啓発を行っています。
- ・新型コロナウイルス等感染症対策として、自宅で取り組める事業の実施や開催方法の工夫等が求めら

れている中、区では、講座や教室等の開催に当たっては感染状況を注視して事業実施を判断するとともに、開催時には感染症対策に十分な配慮を行うよう努めています。また、「めぐろ手ぬぐい体操」のYouTube 配信や一部講座をオンライン開催するなど、外出を控えている方が介護予防に取り組むことのできる環境整備に努めています。

主な取組

■ 住民主体の活動の推進 ■

住民主体による介護予防・フレイル予防活動は、高齢者の身体機能の維持・向上に加え、認知機能の低下や精神状態の悪化を防ぐ効果が期待できます。区では、今後更に住民主体の活動の活性化や拡充に向けた支援の充実を図ります。

■ 参加者の拡充 ■

人との交流を望まない方や新型コロナウイルス感染症の感染を避けるために外出を控えている方、また、通いの場に行きたくても行くことが難しい方なども介護予防に取り組めるよう、事業の実施手段や実施内容等を工夫して参加者の拡充を図ります。

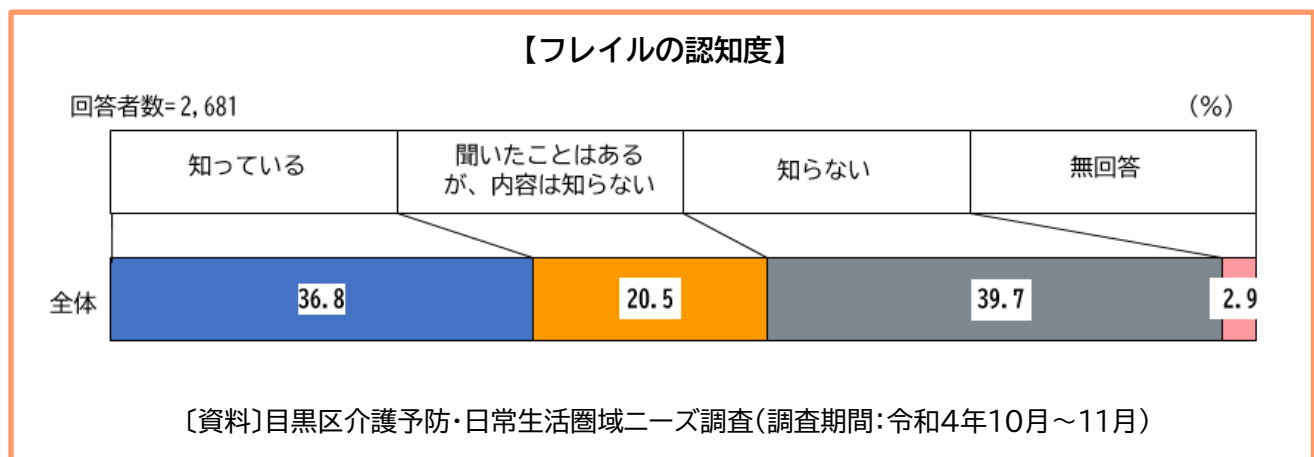
■ 普及啓発 ■

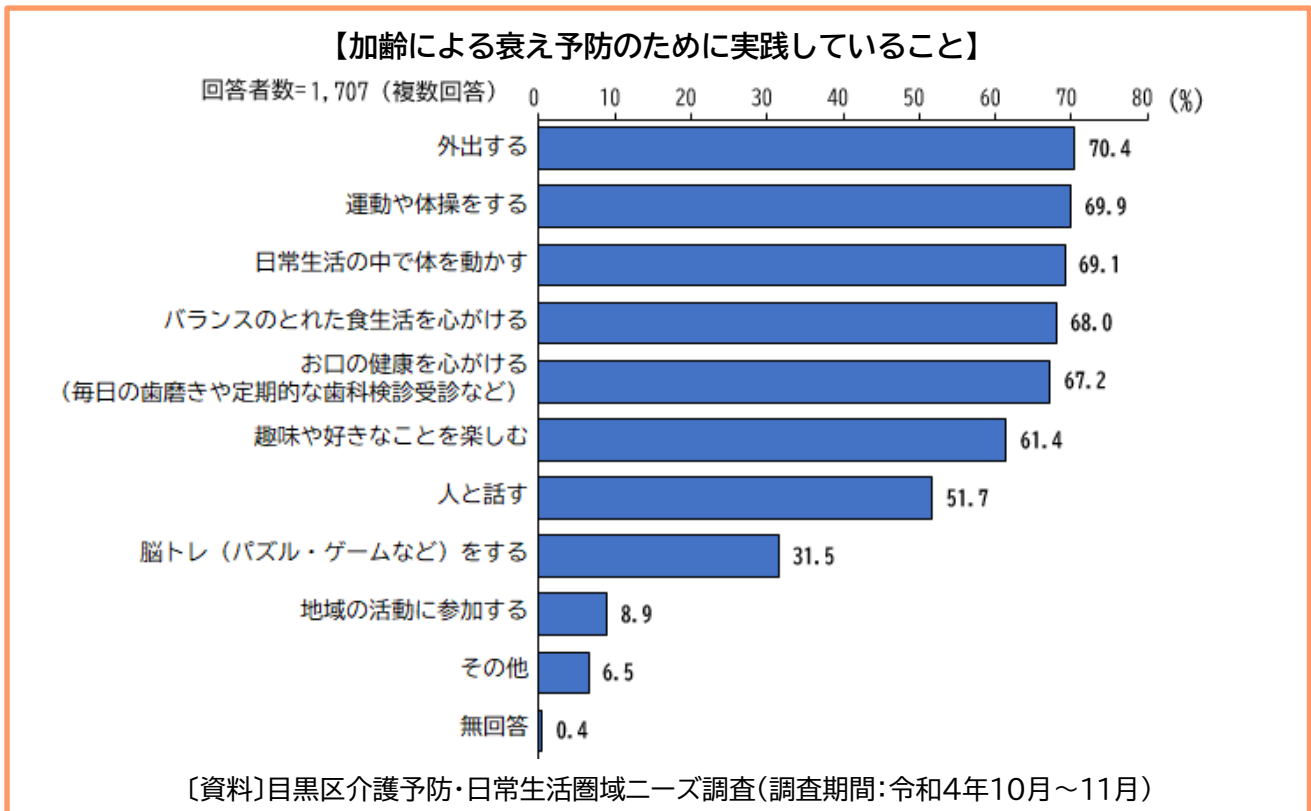
介護予防・フレイル予防の推進においては、高齢者本人はもとより、家族等の周囲に対しても理解促進を図る必要があります。また、介護予防・フレイル予防は高齢者になる前からの意識の醸成も重要であるため、現役世代に対しても普及啓発を実施していきます。

■ 保健事業と介護予防の一体的実施 ■

これまで医療保険分野と介護保険分野に分かれて実施してきた、生活習慣病^{*}等の疾病予防・重症化予防等の保健事業と介護予防事業の連携を図り、一体的に高齢者を支援していきます。

医療・介護双方のデータを活用して区の健康課題を抽出した上で、より効果的に介護予防・フレイル予防を推進し、健康寿命^{*}の延伸を図ります。





【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6~8年度)	後期 (9~10年度)
継続	介護予防普及啓発事業 「介護予防通信」等による広報を行います。 65歳以上(要介護1~5認定者を除く)の区民に介護予防に関する案内を送付します。 (介護保険課)	・「介護予防通信」広報誌の発行 ・65歳以上の区民26,353人に案内を送付	・継続	・継続
継続	地域介護予防活動支援事業 シニア健康応援隊(ボランティア)を養成します。 めぐろ手ぬぐい体操等の介護予防に資する住民主体の活動を支援します。 (介護保険課)	・シニア健康応援隊養成講座を年1回開催 ・介護予防に資する住民主体の活動の立ち上げ・支援(シニア健康応援隊活動拠点(11拠点、13グループ))	・介護予防に資する住民主体の活動の立ち上げ:年5グループ	・継続
継続	地域リハビリテーション活動支援事業 地域活動団体など住民主体の活動や、介護予防ケアマネジメントの機会にリハビリ専門職を派遣し、効果的な活動や支援のための助言を行います。 (介護保険課)	・地域活動団体支援:5回 ・介護予防ケアマネジメント支援:5回	・拡充	・拡充

住民主体の介護予防活動グループ紹介

体が軽くなった



柔軟性やリズム
感を取り戻せた

中根つなごう会（めぐろ手ぬぐい体操グループ）

介護予防事業「シニアの部活」から結成したグループ。週1回集まって行う体操のほか、お楽しみも盛りだくさん。メンバーの平均年齢は80歳代、男女和気あいあいのグループで、新しい仲間も増えてきています。

活動内容

めぐろ手ぬぐい体操、ポッチャ、絵しりとり、歌など

さわやかウォーク'22（ウォーキンググループ）

介護予防事業「脳に効く！ウォーキング」から結成したグループ。月に一度はメンバーが集まり、どこに出かけるかを相談します。週1回は仲間でウォーキングを実践します。仲間で活動することで、地域の情報や健康に関する知識など情報交換も楽しみの一つです。



話題の〇〇へ行
ってみたいね



仲間と一緒に
続けられる

毎日の生活に
張りがでた

水曜会（トリム体操グループ）



楽しみながらバランス力や柔
軟性を身につけ転ばないため
の体作りをしています

「介護予防トリム体操教室」から結成した自主グループ。週1回、講師を招いて、トリム体操を続けています。活動に必要な会場確保や会費集め等の役割もメンバーで分担し、コロナ禍でもコツコツと活動を続けていました。「トリム」とは「海に浮かぶ船がバランスを取る」という意味があります。男性の参加者も増え、ますます賑わっています。

施策2 社会参加・居場所づくり・就労支援の推進

現状と課題

- ・65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はなくなりつつあり、年代に関わらず意欲・能力に応じた力を発揮できるエイジレス社会が到来していると言えます。
- ・人生100年時代を見据え、生涯現役社会の実現に向けた取組が重要となり、「支えが必要な人」というこれまでの高齢者のイメージを払拭し、高齢者が自らの知識や経験を生かして「支える人」となる地域社会を実現していくことが求められています。
- ・令和4年度に区が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「地域活動に参加する意向がある」と回答した人の割合は50%強でしたが、「すでに参加している」と回答した人の割合は約4%でした。高齢者の社会参加意向がうかがえる一方で、実際に活動している人は少数にとどまっています。
- ・コロナ禍における社会参加の機会の減少に伴い、高齢者のフレイル[※]進行や地域住民同士のつながりの希薄化が問題となっています。高齢者が気軽に訪れることができる交流の場を増やし、孤立しがちな人に参加を促すための取組が必要となっています。
- ・令和4年度に区が実施した「高齢者の生活に関する調査」では、スマートフォンやパソコンなどの通信・通話機器の使用状況として、「スマートフォンを使っている」と回答した人の割合は68%でした。一方で、約12%の人は「どれも使っていない」と回答しており、デジタルデバイドの解消に向けた取組も必要です。
- ・この調査で、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか尋ねたところ、約19%の人が「働けるうちはいつまでも」と回答しており、全体としては、約40%の人が65歳以降も就労したいと答えています。長年培った技術、豊富な経験を生かして健康で働く意欲のある高齢者に様々な仕事を提供するとともに、地域貢献活動など生きがいづくりや地域社会への参加を促しているシルバー人材センターの役割がますます重要になってきています。

主な取組

■ 高齢者の生きがい活動の支援 ■

高齢者が地域社会の中で生きがいや役割を持っていきいきと生活できるようエイジレス社会の実現に向けて高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの活動を支援します。

竹の子クラブ（旧名称：老人クラブ）の活動は、高齢者同士のつながりや助け合いの醸成、高齢者の閉じこもり防止に資するため、ポストコロナ時代において、ますます重要となっています。竹の子クラブ運営の自主性を尊重しながら、高齢者の健康増進、教養向上などによる生きがいづくり、仲間づくりに資するよう、竹の子クラブの活動を支援していきます。

■ 社会参加の推進と居場所づくり ■

高齢期の社会参加は生きがいづくりや仲間づくりだけでなく、介護予防や閉じこもり防止にもつながります。このため、高齢者が気軽に訪れることができる交流の場を提供するとともに、広く多世代が交流することのできる地域の居場所づくりを推進することで、高齢者がいつまでも地域とのつながりを持ちながら健康的に暮らしていけるよう取り組んでいきます。

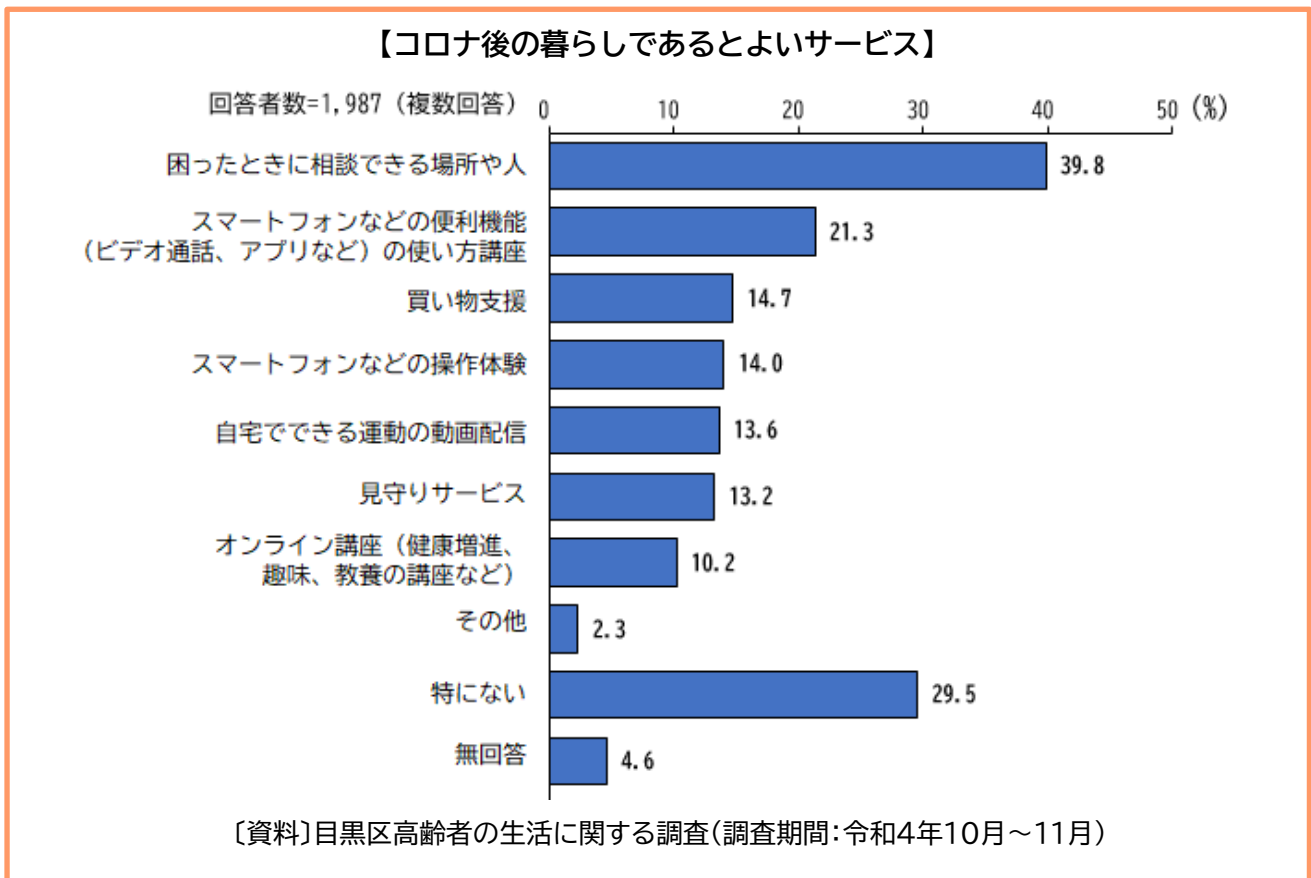
また、デジタルデバイドの解消を図りながらICT[※]を活用し、オンラインでの社会参加等、高齢者の

生きがい活動の場を広げる取組も重要になってきています。今後、東京都において導入が予定されている、「人生100年時代社会参加マッチング事業 オンラインプラットフォーム」を活用することで、地域活動に参加意向のある人と、実際に行われている地域活動とをマッチングさせる取組を行うことを検討していきます。

■ 高齢期における就労の支援 ■

ハローワークやワークサポートめぐろ等地域の様々な機関と連携して就労の場を提供するとともに、就労並びに社会奉仕等の活動機会を提供しているシルバー人材センターの運営を支援していきます。

また、地域の様々な機関と連携し、就労説明会などを通して、特に人材確保が厳しい状況にある福祉職場への就労を支援します。



【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	竹の子クラブ活動への支援 竹の子クラブの活動に対し、自主性を尊重しながら、生きがいづくり、仲間づくり、地域交流活動の活性化に向けた支援を行います。 (高齢福祉課)	・40クラブへの支援 ・竹の子クラブ連合会への支援 (令和5年4月1日現在のクラブ会員数3,486人)	・継続 ・毎年新規入会者250人程度	・継続 ・毎年新規入会者250人程度
新規	高齢者センターの機能の充実 高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援するための施設である高齢者センターの機能を充実させていきます。 (高齢福祉課)	・健康相談、生活相談の実施 ・講習会の実施 ・浴室、娯楽室、集会室の提供	・継続 ・地域づくり支援につながる相談機能の充実	・継続
重点	めぐろシニアいきいきポイント事業の推進 区内在住の高齢者が「いきいきサポーター」として登録し、社会貢献活動を行うことにより、区内共通商品券と交換できるポイントを取得する事業を推進することで、高齢者の生きがいづくり、健康増進及び介護予防を図るとともに、高齢者の社会参加を促します。 (高齢福祉課)	・活動場所：15か所 ・活動内容：4事業 ・ステップアップ研修	・継続 ・活動場所の拡大 ・ポイントの電子化の検討	・継続
重点	地域デビューの支援 高齢者が地域の中で役割を持っていきいきと生活できるよう地域活動をはじめのきっかけづくりを行います。 (高齢福祉課)	・地域デビュー講座 ・絵本の読み聞かせボランティア養成講座	・継続 ・人生100年時代社会参加マッチング事業オンラインプラットフォームの運用開始	・継続
継続	地域交流サロン事業の推進 在宅高齢者の閉じこもりを防ぐとともに、介護予防などの活動を展開するため、食事の提供、相談、イベント等を開催する「地域交流サロン」事業を推進します。 (高齢福祉課)	・区内6か所で実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止していたが4か所は年度後半から再開予定)	・継続	・継続 ・新規2か所開設

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	高齢者のICT活用支援 オンラインでの社会参加等、ICTの活用により、高齢者の生きがい活動の場を広げ、ひいては高齢者のQOL*の向上を実現するため、高齢者のICT活用を支援するとともに、デジタルデバイド対策にも取り組んでいきます。 (高齢福祉課、DX戦略課)	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン、タブレット端末の使い方、各種アプリケーションの使い方等に関する講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・デジタルデバイド対策関連講座の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
継続	各種講座の開催 中高年の人仲間をつくり、地域でいきいきと活動できるよう講座(中高年の人地域参加を促進する社会教育講座)を実施します。 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年の人を対象とした社会教育講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・毎年2講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・毎年2講座の実施
継続	シルバー人材センターへの支援 高齢者を対象に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供しているシルバー人材センターの運営を支援します。 (高齢福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時的かつ短期的な就業や軽易な業務に係る就業機会の開拓、提供の実施 ・シルバー人材センター労働者派遣事業における就業場所の開拓 ・地域貢献活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
継続	就労相談の実施 「ワークサポートめぐろ」を設置し、「ハローワーク相談室」と「キャリア相談コーナー」において若年者から高齢者まで広く就労相談に応じます。 (産業経済・消費生活課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク渋谷の専門相談員による職業紹介や職業相談の実施 ・キャリアアドバイザー(業務委託)による求職者に対する個別相談やミニ講座、就職支援セミナーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
新規	就労意欲の喚起 シルバー人材センターや地域の介護事業所とも連携し、高齢者の就労意欲を喚起する取組を実施します。 (高齢福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターと連携した就労説明会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・介護事業所と連携し、福祉職場の魅力をPRして福祉人材の確保を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続

基本

目標 5

障害への理解促進・障害のある人への支援の充実

障害者基本法及び障害者差別解消法の理念に沿って、障害の有無に関わらず、誰もが自ら望む生活のあり方を選択し、必要な支援を受けながら、地域社会の一員として自立し、充実した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

共生社会の実現には、地域社会全体で障害への理解が促進されることが不可欠です。障害の有無に関わらない多様な交流や、コミュニケーションを支援するための環境整備などを通じて、地域に暮らす人々が相互に理解を深めていく取組を推進します。

あわせて、障害のある人の様々な相談を受け止めながら、教育、就労、地域での暮らしや居住の場など、人生のあらゆる場面で本人の希望が実現できる支援と、意思表示が難しい人の希望を引き出す支援に取り組み、その支援体制を充実させていきます。

施策一覽

施策1 安心して暮らせる地域社会の実現

施策2 自分らしい生活ができる環境整備の推進

施策3 ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実

施策1 安心して暮らせる地域社会の実現

現状と課題

- ・障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域社会全体の障害理解と、障害者の権利擁護という基盤の下に、いかなる相談も受け止める相談支援体制や、安全・安心な生活環境の整備を進めていくことが必要です。
- ・区では障害のある人に対する差別や偏見をなくすため、講演会の実施や広報媒体の活用等による周知啓発に取り組んでいますが、令和4年度に実施した障害者アンケートの結果では、差別をされたと感じたことがある人の割合は14.5%となっており、障害理解・差別解消の取組をより一層推進していく必要があります。
- ・区は、障害のある人に対する虐待を防止するため、目黒区障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に関する相談・通報の受付、立入り調査等を実施するとともに虐待防止に向けた啓発を行っています。しかし、障害者アンケートの結果によると障害者虐待防止センターの認知度が低い状況があり、更なる周知啓発や虐待防止体制の強化の取組を進めていく必要があります。
- ・相談支援体制の充実に向けて、開設した地域生活支援拠点※、基幹相談支援センター※について、運営状況の検証等を通じて機能強化に向けた取組を進めるとともに、各相談支援機関や関係機関との連携を強化していくことで、相談支援体制の更なる充実を図っていくことが必要です。
- ・障害者アンケートの結果では、将来の暮らしについて、「現在の自宅で暮らし続けたい」という回答が半数以上を占め最多となっています。区では、自宅での暮らしを支える家族の高齢化や「親亡き後」などを見据え、地域で安心して暮らし続けていくための生活基盤として障害者グループホーム※の整備を進めており、今後も整備促進のための取組を積極的に進めていく必要があります。

- ・精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるためには、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要となっています。区においては、保健所を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域の協力を得ながら「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※」の構築に向けた取組を進めているところです。

主な取組

■心のバリアフリー※の推進■

障害理解・差別解消の推進に当たっては、日常の中にある自らの体験を通じて理解を深めていくことが重要という視点に立ち、区民向けの講演会や障害のある人とない人の交流事業「めぐろふれあいフェスティバル」等の取組について、企画内容の見直しを図りながら効果的に実施していきます。

■権利擁護の推進■

障害のある人や支援者、障害福祉サービス事業所等の関係機関を対象とした、障害者虐待防止法や目黒区障害者虐待防止センターの役割に関する理解を深めるための講演会や研修会などを充実し、相談や通報を行いやすい環境の整備と相談等に適切に対応していくための体制の強化を図ります。

■相談支援の充実■

地域生活支援拠点や基幹相談支援センターについて、運営状況等の検証と検証結果を踏まえた運営等の見直しや、各関係機関との連携強化に取り組みます。また、地域における障害者等の支援体制に関する課題の共有や、関係機関の連携強化を図る場である目黒区障害者自立支援協議会について、機能強化と役割の明確化に向けた取組を進めます。

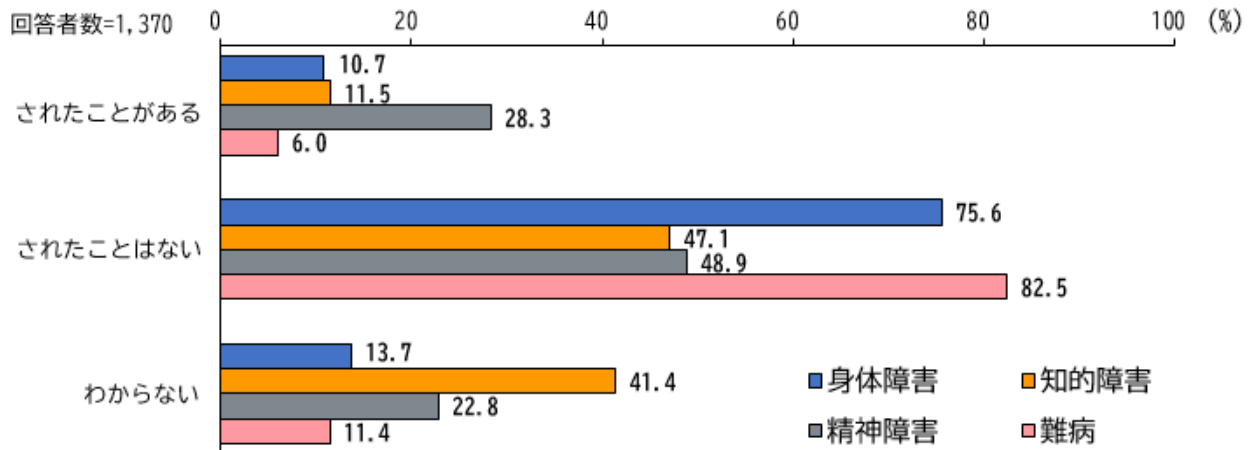
■暮らしの場の整備■

障害のある人及び家族の高齢化に伴い、障害者グループホームに対する需要は今後ますます増加していくことが見込まれるため、施設整備費の一部補助や国公有地、空き家の活用など様々な施策を組み合わせながら、グループホームの整備を促進していきます。また、誰もが利用しやすく、安全で安心して快適に暮らし続けることができるよう、関係機関が連携し、公共施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリーを推進していきます。

■保健・医療・福祉の連携強化■

区は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、令和3年から目黒区精神保健医療福祉推進協議会を立ち上げ、保健・医療・福祉の連携を強化しています。引き続き、普及啓発、アウトリーチ支援や入院者退院支援など様々な事業を進めていきます。

【障害別、差別されたと感じたことの有無】



〔資料〕目黒区障害者計画策定に関する調査【障害者向けアンケート】(調査期間:令和4年9月~10月)

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6~8年度)	後期 (9~10年度)
重点	<p>障害者差別解消に向けた取組 (再掲)</p> <p>区民を対象とした講演会の開催や、区の広報媒体の活用等による周知・啓発を図ります。また、職員一人ひとりが、障害のある人へ適切な対応を行うことができるよう、職員に対する定期的な研修を実施します。 (障害施策推進課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民を対象とした講演会を開催(年1回) ・全職員を対象とした研修を実施(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・興味関心を持って受講できるような講演会内容の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
重点	<p>交流機会の推進 (再掲)</p> <p>障害のある人の日頃の活動の表彰、障害福祉施設等の活動紹介等を行う区民参加型のイベント(めぐろふれあいフェスティバル)の開催や、区立施設が主催するまつり等を通じて、障害のある人とない人が相互に理解を深めるための交流を促進します。 (障害施策推進課、障害者支援課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・めぐろふれあいフェスティバルの開催 ・各区立施設等におけるまつりの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の実施状況を踏まえたイベント企画等についての見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	障害者虐待防止対策の推進（再掲） 障害者虐待に関する要綱・マニュアル等に基づき、障害者虐待の早期発見と障害者及び養護者、障害者福祉施設従事者等に対して、関係機関と連携しながら的確な支援を実施します。また、障害者虐待防止に関する周知啓発を促進します。 (障害者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターによる365日24時間の虐待通報や相談受付の実施 ・虐待通報に基づく迅速かつ確実な支援の実施 ・基幹相談支援センターとの協働による障害者虐待防止に関する周知啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体を活用した周知啓発の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
重点	地域生活支援拠点事業の充実 障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、24時間365日の地域における身近な相談対応や、緊急時の受入れ対応などの支援に取り組みます。 (障害施策推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、緊急時の受入れ・対応 ・体験の機会・場の確保、地域の体制づくり等 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営状況等の検証と検証結果を踏まえた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
重点	基幹相談支援センターの機能強化 地域における障害分野の中核的な存在として、相談支援体制の充実・強化に向けた相談支援事業所への専門性の高い支援等を実施します。 (障害施策推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所への障害種別に関わらない総合的な相談対応 ・区内関係機関のネットワーク化及び支援体制の強化、区内事業所従事者への研修計画及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内相談支援事業所への定期訪問等による支援ニーズの把握、的確な支援の実施 ・運営状況等の検証と検証結果を踏まえた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
重点	目黒区障害者自立支援協議会の体制等の見直し 平成21年に発足した目黒区障害者自立支援協議会について、障害者等の支援体制に関する課題の共有や、関係機関の連携強化をより一層図っていくため、体制等の見直しに取り組みます。 (障害施策推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の機能強化・役割の明確化に向けた体制等の見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制等の見直しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制等の見直しの効果検証

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	<p>障害者グループホームの整備促進（再掲） 施設整備に要する費用の一部補助や、国公有地や空き家の活用など様々な取組により、障害者グループホームの整備を促進します。 (障害施策推進課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者グループホーム：15か所（総定員98名） ・精神障害者グループホーム：3か所（総定員22名） ・福祉ホーム：1か所（定員7名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所の整備を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所の整備を支援
継続	<p>ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 バリアフリー基本構想に基づき特定事業の推進に取り組みます。ユニバーサルデザインによる施設整備や施設のバリアフリー化、インクルーシブな公園整備等により、公園等の機能拡充（リノベーション）に取り組みます。 (都市計画課、みどり土木政策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー協議会の開催（特定事業の進行管理・事後評価、年1回） ・公園リノベーション事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の機能拡充（公園1か所、公園トイレ2か所、児童遊園2か所）緑道6区間 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
重点	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障害のある人が安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を軸にシステムの構築を推進する各事業に取り組みます。 (保健予防課、碑文谷保健センター、障害者支援課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行・地域定着に向けた支援の推進 ・目黒区精神保健医療福祉推進協議会の開催 ・アウトリーチ支援事業の実施 ・措置入院者退院支援の推進 ・普及啓発（精神保健講演会、ピアサポート※検討会等の実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・アウトリーチ支援事業体制の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ支援事業体制の見直しを踏まえた事業の実施

～「わかってください」を知っていますか～



「わかってください」は、聴覚や視覚の障害、知的障害、発達障害※、車いすを使っている人など、その特性ごとに「理解してほしいこと」「援助に当たりお願いしたいこと」をまとめた小冊子です。様々な障害の当事者や家族の会、事業者などの団体が参加する目黒障害者団体懇話会が作成・発行しました（目黒区総合庁舎にて配布）。

一人ひとりの障害の状況によって、生活の中で困ること、必要とする援助は違います。だから、「どうぞわかってください」と呼び掛けています。

懇話会は共生社会の実現を目指し、障害のある人が地域で自立して暮らすための、様々な活動を行っており、目黒区公式ウェブサイト（右コード）で、各団体の活動を紹介しています。



施策2 自分らしい生活ができる環境整備の推進

現状と課題

- ・全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加し、その能力を最大限に発揮しながら、社会の一員として生きがいや役割を持ち、自分らしく充実した生活を送るためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通ができる環境整備、働きやすい社会の実現、余暇等を楽しむことができる多様な活動の場の確保が必要です。
- ・令和4年度には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、関連施策の実施等が地方公共団体の責務とされました。区では、これまで各種計画や大量印刷物等における音声コードの活用や、手話通訳者の養成、地域避難所等へのコミュニケーションボードの設置など、情報保障や意思疎通支援の取組を進めてきましたが、今後も情報保障等に寄与する最新のICT※機器の状況や国の動き等を注視しながら取組を進めていく必要があります。
- ・障害のある人が障害特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることができるよう、目黒障害者就労支援センターを中心とした関係機関が一人ひとりに合った働き方の実現に向けた支援を行っています。一方で、障害者雇用促進法の改正による障害者雇用率の見直し等により、今後は就労を希望する障害のある人や事業者等からのニーズはより増加し、多様化していくことが見込まれます。
- ・また、福祉的就労については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度の区内の就労継続支援B型施設の年間工賃総額は対前年比24%の減となりましたが、現在は回復傾向にあります。今後は利用者の高齢化等の課題を踏まえながら、各事業所と連携して工賃向上に向けて取り組んでいく必要があります。
- ・多様な活動の場の確保に向け、区立障害福祉施設におけるサービスの提供時間終了後における障害者の活動の場の確保（日中一時支援事業）や、スポーツや芸術文化活動に親しめるための機会の充実等に

取り組んでいます。障害のある人が様々な活動に参加できることは、障害のある人の生活を豊かにするだけでなく、地域の障害理解にも寄与することから、引き続き活動の場の充実に向けて取り組んでいくことが重要です。

主な取組

■ 障害がある人に配慮した情報保障・意思疎通支援の拡充 ■

障害者アンケートの結果では情報発信や情報取得に当たって適した方法について、パソコンやスマートフォンと回答した割合が高く、音声コードや窓口等におけるタブレット端末の活用等の取組を引き続き推進していきます。また、令和4年度に東京都手話言語条例が制定されたことに伴い、区においても、手話言語を含めた意思疎通支援に関する条例の制定に向けて検討を進めていきます。

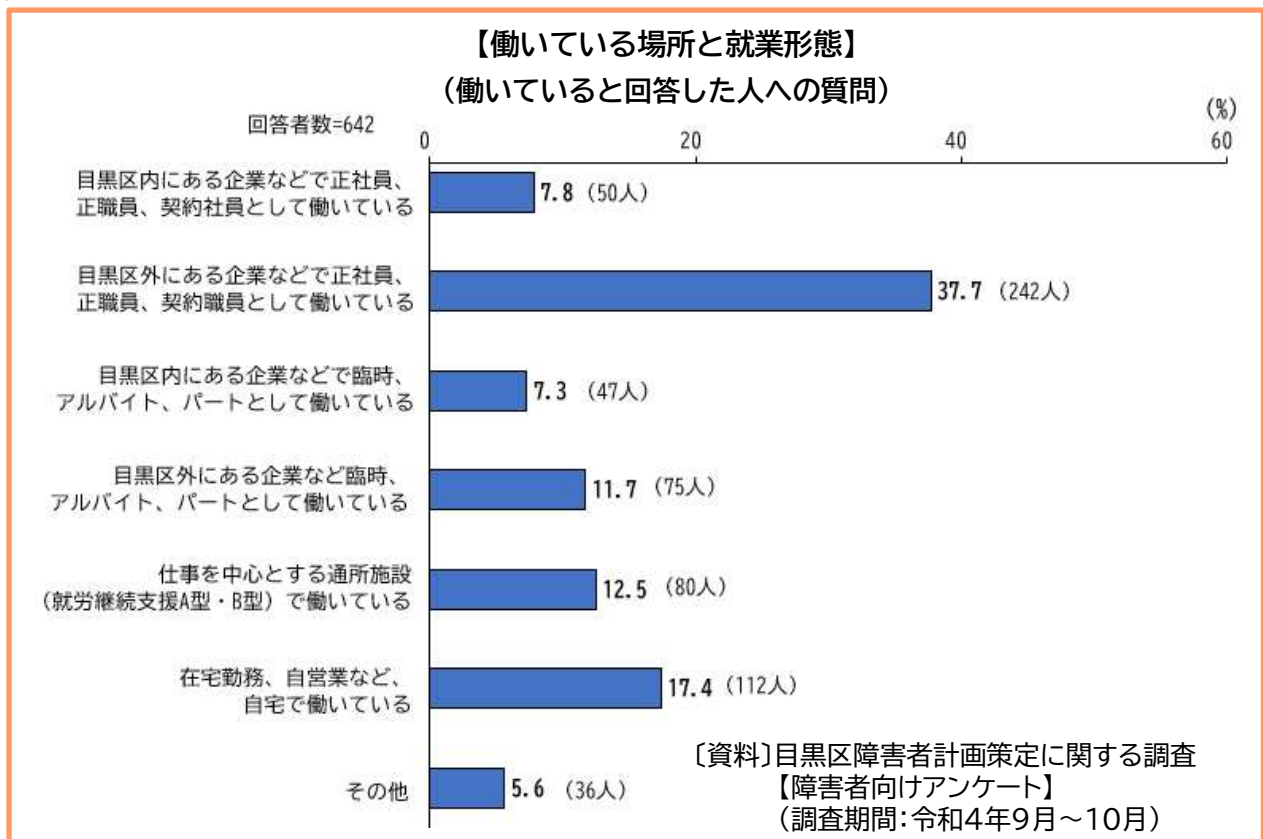
■ 障害のある人への就労支援 ■

区の就労支援の中心となる目黒障害者就労支援センターについて、今後見込まれる就労を希望する障害のある人や事業者等からの相談や支援者数の増加を見据え、体制の強化に向けた取組を進めます。

福祉的就労については、引き続き、就労継続支援B型事業所の受注作業の仲介や自主生産品の販路拡大など、工賃向上に向けた取組を進めます。

■ 多様な活動の場の提供 ■

障害のある人がスポーツ活動を継続して行えるような環境整備や、芸術文化に親しむことができる機会の提供、余暇活動を実施する団体への支援などを通じて、多様な活動の場の充実に取り組んでいきます。



【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	<p>障害がある人に配慮した情報保障の充実 障害の有無に関わらず、誰もが必要とする情報を十分に取得・利用できるよう、区からの発行物における情報保障の充実に取り組みます。 (障害施策推進課・障害者支援課・広報課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報保障の推進に向けて、区の全ての課への働きかけを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉又は大量発送の通知等について音声コード等の情報保障がされている割合30%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
継続	<p>障害特性に応じた意思疎通支援の充実 手話言語を含めた意思疎通に関する各種制度の周知、啓発の充実に取り組みます。また、手話通訳者・失語症パートナーの養成を行います。 (障害者支援課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電話リレーサービス※等制度の周知 ・啓発推進 ・手話通訳者・失語症パートナーの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
新規	<p>手話言語等の条例化の検討 手話を必要とするかた等の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会※を実現し、障害のある人の多様な意思疎通の実現を目指します。 (障害者支援課)</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語等の意思疎通に関する条例の検討・実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
重点	<p>就労支援事業の充実 障害者就労支援事業を目黒障害者就労支援センターに委託し、障害のある人の一般就労に向けた支援や、就労後の定着支援を行います。 (障害施策推進課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練・就労定着支援・ジョブコーチ等の実施 ・就労支援センターの体制強化に向けた取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援センターの体制強化に向けた取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
継続	<p>障害者就労の理解促進 雇用機関を中心に構成される連絡会を開催し、地域における障害者雇用の受入を促進します。また、地域住民や希望する企業等を対象とした就労促進フェアを開催し、障害者就労への理解を促進します。 (障害施策推進課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労促進連絡会の開催 ・就労促進フェアの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
継続	<p>就労継続支援事業所の工賃向上 就労継続支援B型事業所の受注作業の仲介や自主生産品の販路拡大の取組を継続し、事業所の工賃向上を支援します。 (障害施策推進課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所販売、福祉の店等の販売場所を確保 ・障害者就労施設等からの物品調達の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	日中一時支援の充実 障害のある人の通所終了後の日中活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援します。 (障害施策推進課)	・区立障害福祉施設 3か所で実施	・継続 ・ニーズに応じた事業の検討・実施	・継続
継続	障害者スポーツの推進 障害のある人が身近な地域でスポーツ活動を継続して行うことができるよう環境整備を行い、障害者スポーツの推進を図ります。 (スポーツ振興課)	・パラスポーツ指導員(初級)養成講習会の実施	・誰でも楽しめる障害者スポーツが体験できるイベントの検討・実施	・継続
継続	芸術文化活動の機会の推進 障害のある人に対する芸術文化の鑑賞機会の提供を行うとともに、芸術文化活動への参加の機会を確保し、充実した生活を送るための環境づくりと、障害理解の促進を図ります。 (文化・交流課)	・障害者施設等への出前講座、出張コンサート等を行うアウトリーチプログラムの実施	・目黒区美術館における障がい者アート展の開催	・継続
継続	余暇活動の場の拡充 障害のある人及び重症心身障害児 [※] 等の余暇活動の場を確保するため、余暇活動を実施している団体に対し、補助を実施します。 (障害施策推進課)	・障害者青年・成人期余暇活動支援事業、重症心身障害児自発的活動支援事業の実施	・継続 ・余暇活動を実施する団体を増やすための取組の検討	・検討を踏まえた取組の実施
継続	障害のある人のための学習機会の提供 知的障害がある人を対象に、自主的に社会に参加し、より豊かな生活を送るための力や自主的に余暇活動を送るための力が身につくような学習機会を提供します。 (生涯学習課)	・知的障害のある人が主体的に学習に参加していけるような社会教育講座の実施	・継続	・継続

施策3 ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実

現状と課題

- ・将来にわたって安定して質の高い障害福祉サービス等を提供していくために、人材の確保・定着・育成は重要な課題です。他の福祉サービスと同様に、障害福祉分野においても人材の確保が困難な状況が継続しており、障害福祉の仕事の魅力の発信や、職場環境の改善、事務の効率化など、人材の確保に向け区と事業者が連携した取組が必要です。
- ・様々な障害特性に応じた専門的な相談や支援が求められています。区では、目黒区高次脳機能障害者センター及び発達支援拠点ぼると等を通じてきめ細かい支援を提供しています。また、強度行動障害※についても、支援体制の整備に向けた地域課題の整理や、支援ニーズの把握が求められています。
- ・目黒区児童発達支援センター※では、児童発達支援や障害児相談支援を実施しており、令和2年度からは保育所等訪問支援を開始して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行っています。令和4年の改正児童福祉法により、児童発達支援センターは地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として明確化され、今後は点在する地域資源を重ね合わせた障害児支援体制を整備する中核として機能することがより一層求められるため、目黒区児童発達支援センターの機能強化に向けた取組が必要です。
- ・医療的ケア※が必要な児童が、地域で必要な支援を円滑に受けられることができるよう、区では保健、医療、福祉、教育等の関係機関による協議及びネットワーク構築の場を設けるとともに、「重症心身障害児通所支援事業所あいらいず」を開設し、就学前及び就学後の療養体制の整備等に取り組んでいます。医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らしていくためには、関係機関の連携・協力の下、更なる取組を進めていく必要があります。
- ・区では、障害の有無に関わらず、全ての子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒等に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備しています。
- ・学校教育においては、インクルーシブ教育システム※の構築を基本的な考え方として、共生社会※の実現に向け、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくことが求められています。

主な取組

■人材の確保・育成・定着■

ハローワークと連携した「めぐろ福祉しごと相談会」の内容の工夫等により、福祉の仕事の魅力を発信していきます。また、相談支援事業所においては、人材不足により新たな相談の受入れが困難な状況が継続しているため、事務負担軽減や支援体制の充実など、事業者と連携して課題に取り組んでいきます。

■障害特性に応じた支援の充実■

区では、高次脳機能障害※や発達障害※について、それぞれの支援機関を設置し、障害特性に応じた専門性の高い相談やきめ細やかな支援を行っています。今後は、強度行動障害のある人への支援体制の整備に向けて、支援ニーズを把握し支援の内容や体制の構築について検討を進めていきます。

■障害のある児童等への支援の充実■

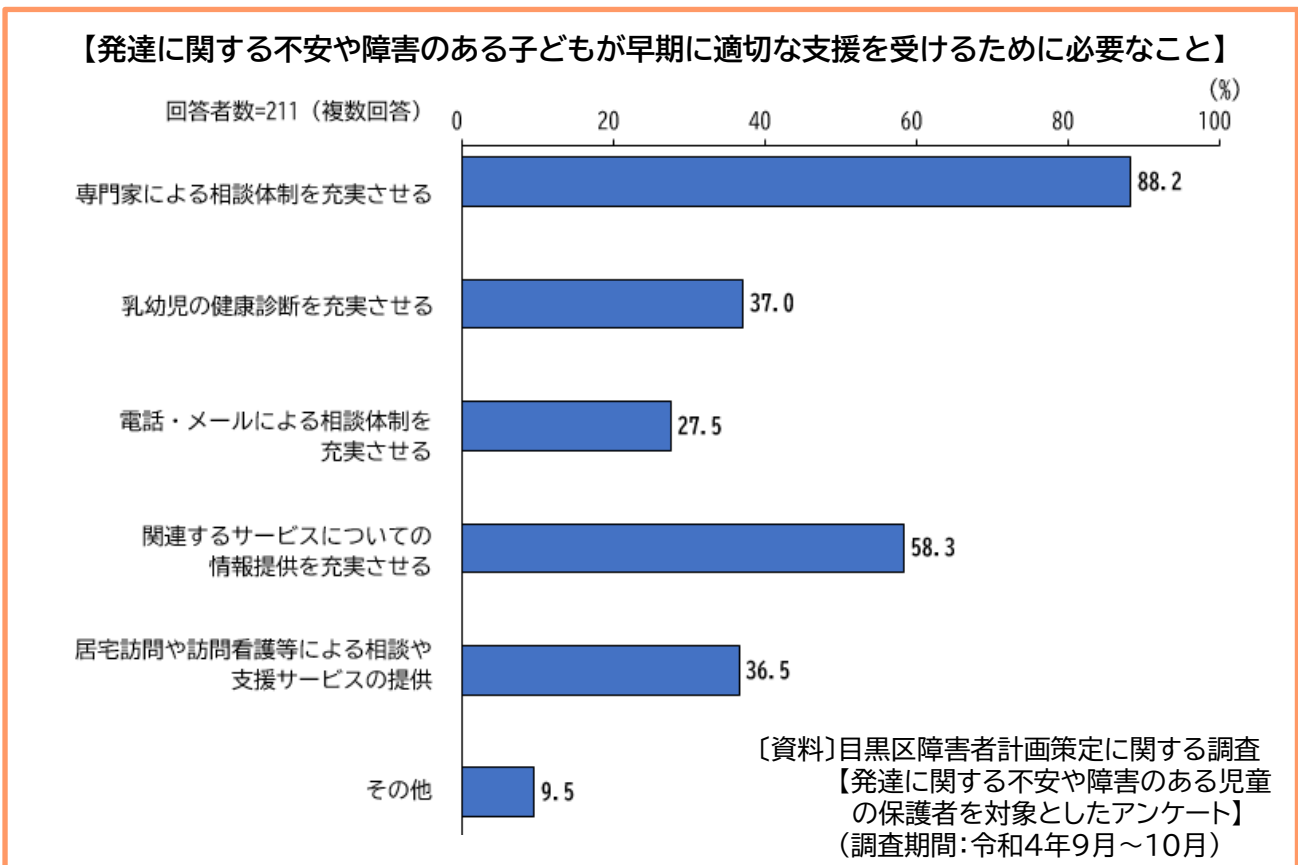
目黒区児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援を効果的に進め、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。また、区内障害児通所支援事業所との連携を強化し、地域の障害児支援の質の向上を図ります。

医療的ケア児支援関係機関協議会を開催し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が様々な課題について協議し、連携を強化していくことで、医療的ケア児等が地域で必要な支援を、切れ目なく円滑に受けることができる環境整備、重症心身障害児[※]者等を介護している家族等の負担軽減に向けて取り組んでいきます。

■インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育[※]の推進■

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となります。

区立学校では、目黒区特別支援教育推進計画（第四次）に基づき、各学校・園における校内支援体制の整備や心のバリアフリー[※]の推進、特別支援教育の専門性をもつ教員の育成、小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実等、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めています。目黒区特別支援教育推進計画（第五次）の策定に向け、現行計画の評価・検証を行い、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を更に進めていきます。



【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	<p>めぐろ福祉しごと相談会の充実（再掲） 人材確保が難しい区内介護事業所及び区内障害福祉サービス事業所を対象に、ハローワーク等と連携して介護・障害福祉事業者向けの合同採用相談会を実施します。また、相談会を通じて福祉職場の魅力ややりがい伝えていきます。 (高齢福祉課、障害施策推進課、障害者支援課)</p>	<p>・めぐろ福祉しごと相談会の実施 (年2回)</p>	<p>・継続 ・福祉職場の魅力の発信・強化を図る取組の検討・実施</p>	<p>・継続</p>
継続	<p>民間障害福祉サービス従業者養成研修事業（再掲） 障害福祉サービス事業所従事者が受講する研修費用を負担する事業者への補助や、養成研修実施のための費用補助を実施し、事業者の人材確保・育成・定着を支援します。 (障害施策推進課)</p>	<p>・事業所等が負担する研修受講費用、研修実施費用の助成事業を実施</p>	<p>・継続</p>	<p>・継続</p>
継続	<p>民間障害者福祉施設職員健康相談事業（再掲） 社会福祉協議会が実施する小規模民間障害福祉サービス事業所に対する健康相談事業の経費を補助し、職員の健康管理・人材定着を図ります。 (障害施策推進課)</p>	<p>・民間の障害福祉施設職員に対して、健康相談、ストレスチェック、メンタルヘルス講習を実施</p>	<p>・継続</p>	<p>・継続</p>
重点	<p>相談支援事業所の人材確保・育成・定着（再掲） 区と相談支援事業所が連携し、相談支援業務を担う人材がより働きやすい環境づくりを進めます。 地域における障害分野の中核的な役割を担う基幹相談支援センター※において、相談支援事業所に対する支援や専門的な研修等を行い、地域の相談支援体制の強化及び、支援力の向上を図ります。 (障害施策推進課、障害者支援課)</p>	<p>・基幹相談支援センターによる相談支援事業所への支援、専門的な研修や事例検討会等の実施</p>	<p>・相談支援事業所と連携した人材確保・育成・定着に向けた取組 ・継続</p>	<p>・継続</p>
新規 ・ 重点	<p>強度行動障害のある障害児者の支援体制の整備 強度行動障害のある障害児者の実態把握を行い、専門的な支援体制整備に向けた課題の整理及び必要な支援体制の検討に取り組みます。 (障害者支援課)</p>	<p>—</p>	<p>・強度行動支援に関する実態調査及び支援体制の検討</p>	<p>・調査・検討を踏まえた施行・整備着手</p>

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	発達障害支援事業の充実 ひきこもり※の状態にある人等への訪問相談や学童保育クラブ等に対する巡回相談などアウトリーチ※による相談支援を行います。また、ペアレントプログラムの実施により家族支援の充実に取り組みます。 (障害者支援課)	・学童保育クラブ等に対する巡回訪問などのアウトリーチによる相談支援の実施	・継続 ・ペアレントプログラムの実施	・継続
重点	目黒区児童発達支援センター機能の強化に向けた取組 区内障害児通所支援事業所との関係性の構築・連携強化を目的とした場の開催や、よりよい療育の提供と情報共有・発信の強化に取り組みます。 (障害者支援課)	・関係機関の連携及び情報共有・発信の場の検討 ・よりよい療育の提供及び情報共有・発信の強化実施	・関係機関の連携及び情報共有・発信の場の創設 ・継続	・継続
重点	重症心身障害児（医療的ケア児を含む）及びその家族への支援 医療的ケアを必要とする重症心身障害児を介護している家族等を対象に在宅レスパイト事業を実施します。また、医療的ケア児支援関係機関協議会を開催し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が様々な課題について協議するとともに連携の強化を図ります。 (障害者支援課)	・在宅レスパイト事業の実施 ・医療的ケア児支援関係機関協議会の開催 ・医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業への支援策検討・実施	・継続	・継続
重点	インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進 共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず、全ての子どもが可能な限り共にいきいきと学ぶことができるよう、教職員、児童・生徒、保護者・区民への理解啓発を継続的に実施しつつ、交流及び共同学習の充実を図ります。 (教育支援課)	・交流及び共同学習の重点指定校を指定し、指導主事による継続的な指導・支援を実施。 ・特別支援教育講演会の実施。	・継続 ・目黒区特別支援教育推進計画（第五次）の策定・実施	・継続 ・目黒区特別支援教育推進計画（第六次）に向けた評価・検証